

3 騒音・振動

(1) 環境基準

資料 3-1 騒音に係る環境基準

鹿児島県では、環境基準の類型指定について、都市計画用途地域（工業専用地域を除く。）を直接指定している。

なお、平成24年4月1日から、環境基準の類型指定を市が行うことになり、これまでと同区域を指定しました。

（別添図面1参照）

H11. 4. 1 類型指定 (H11. 3. 23 鹿児島県告示 469)
H11. 11. 11 用途地域変更 (H11. 11. 11 川内市告示 103)
H12. 6. 16 類型指定 (H12. 6. 16 鹿児島県告示 790)
H15. 10. 10 用途地域変更 (H15. 10. 10 川内市告示 124)
H18. 9. 19 類型指定（変更） (H18. 9. 19 鹿児島県告示 1437)
H22. 8. 12 用途地域変更 (H22. 8. 12 薩摩川内市告示 496)
H24. 4. 1 類型指定 (H24. 3. 30 薩摩川内市告示 216)

■一般地域

（単位：デシベル(A)）

地 域 の 型	時 間 の 区 分		用 途 地 域
	昼 間	夜 間	
A	55	45	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

■道路に面する地域

（単位：デシベル(A)）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65

幹線交通を担う道路

道路法第3条に規定する自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1項に規定する自動車専用道路

■屋内へ透過する騒音に係る基準

（単位：デシベル(A)）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
幹線交通を担う道路に近接する空間	45	40

近接する空間

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合 ⇒道路の敷地の境界線から15mの範囲

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路の場合⇒道路の敷地の境界線から20mの範囲

※ 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-2 新幹線騒音に係る環境基準

鹿児島県では、用途地域を参考にその地域を指定しており、薩摩川内市内では、川内地域の該当地域について指定されている。

（別添図面2参照）

H12. 4. 1 類型指定 (H12. 3. 24 鹿児島県告示 385)
H18. 10. 20 類型指定(変更) (H18. 10. 20 鹿児島県告示 1601)

■環境基準

（単位：デシベル(A)）

地 域 の 型	基 準 値	該 当 地 区
I	70	下記以外の地域
II	75	近隣商業地域・商業地域・準工業地域及び工業地域

※1 新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内

2 除外地域： 用途地域のうち住居の存在していない地域、トンネル区間（出入口からトンネル中央部方向に150m以内の区間を除く）、河川区域、工業専用地域、鉄道事業のように供される区域

(2) 規制基準

資料 3-3 工場等に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定工場等は市全域で適用
- ・県公害防止条例に基づく特定工場等は川内地域を除く市全域で適用
- ・旧川内市公害防止条例に基づく指定工場等は川内地域のみ適用

(別添図面 3 参照)

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更(用途変更) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)

■特定工場等(指定工場等)に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分		
		昼 間	朝・夕	夜 間
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域	50	45	40
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた区域	60	50	45
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び東郷町・樋脇町・入来町・祁答院町・上甑町・下甑町の一部	65	60	50
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域、矢倉町・勝目町・山之口町の一部	70	65	55
県公害防止条例に基づく規制地域(川内地域を除く市全域)		65	55	45

※時間の区分 / 朝:午前6時～午前8時 昼間:午前8時～午後7時 夕:午後7時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時
※県条例については、全区域において昼間 65dB、朝・夕 55dB、夜間 45dB を規制基準とする。

資料 3-4 建設作業に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定建設作業は市全域で適用
- ・県公害防止条例に基づく特定建設作業は市全域で適用
- ・旧川内市公害防止条例に基づく指定建設作業は川内地域のみ適用

(別添図面 3 参照)

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更(用途変更) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)

■特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制を受ける建設作業		区 域 の 区 分	騒 音 の 大 き さ の 限 度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
騒音規制法	くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント、アスファルトプラント、バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザーを使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10 時間	連続 6 日	禁止
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14 時間		
県条例	くい打機を使用する作業	第1号区域	75 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10 時間		
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14 時間		
	びょう打機を使用する作業	第1号区域	70 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10 時間		
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14 時間		
	さく岩機を使用する作業	第1号区域	65 デシベル (A)	午後9時から 翌日午前6時まで	10 時間		
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14 時間		
	空気圧縮機、コンクリートプラント、アスファルトプラントを使用する作業	第1号区域		午後9時から 翌日午前6時まで	10 時間	連続 1 か月	
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14 時間	連続 2 か月	

■指定建設作業に係る騒音の規制基準

規制を受ける建設作業		区域の区分	騒音の大きさの限度	作業禁止時間帯	1日当たりの作業時間の制限	同一場所における作業時間の制限	日曜・休日の作業
市条例	インパクトレンチ、発電機、鋼球を使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後9時から 翌日午前6時まで	10時間	連続6日	禁止
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		
	空気圧縮機を使用する作業	第1号区域		午後9時から 翌日午前6時まで	10時間	連続1か月	
		第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間	連続2か月	

※ 第1号区域：第2号区域を除いた区域

※ 第2号区域：工業地域、工業専用地域、矢倉町・勝目町の一部。ただし、学校、保育所、病院・診療所（入院施設のみ）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80m以内は第1号区域

資料 3-5 自動車騒音に係る要請限度（薩摩川内市全域で適用）

（別添図面3参照）

H12. 4. 1 地域指定 (H12. 3. 24 鹿児島県告示 384)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1046)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更(用途変更) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)

■自動車騒音の要請限度

（単位：デシベル(A)）

区域の区分	車線数	時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域	1車線	65	55
	2車線以上	70	65
b 区域	1車線	65	55
	2車線以上	75	70
c 区域		75	70
幹線交通を担う道路（国道・県道等）に近接する区域 〔2車線以下：道路敷地境界から15mの範囲〕 〔2車線超：道路敷地境界から20mの範囲〕		75	70

※時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-6 音響機器の使用に係る規制

〔鹿児島県公害防止条例〕

S59. 7. 23 区域指定 (S59. 5. 23 鹿児島県告示 859)
H18. 11. 19 区域指定(変更) (H18. 9. 19 鹿児島県告示 1438)

（別添図面4参照）

■音響機器の使用に係る規制

規制を受ける地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
規制を受ける営業	飲食店、喫茶店 （音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合を除く）
規制を受ける時間	午後11時から翌日午前6時まで
規制を受ける音響機器	カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、楽器

資料 3-7 深夜営業騒音に係る規制

〔鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例〕

■深夜営業騒音の規制

規 制 を す る 条 例		鹿 児 島 県 公 害 防 止 条 例	旧川内市公害防止条例
規 制 を 受 け る 区 域		薩摩川内市全域	川内地域
規 制 を 受 け る 営 業		飲食店、喫茶店の営業	特殊公衆浴場、ボウリング場 ゴルフ練習場、自動車駐車場 バッティングセンター の営業
規 制 を 受 け る 時 間 帯		午後 10 時から翌日午前 6 時まで	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
規制 基準	第 1 種区域	40 デシベル (A)	40 デシベル (A)
	第 2 種区域	45 デシベル (A)	45 デシベル (A)
	第 3 種区域	50 デシベル (A)	50 デシベル (A)
	第 4 種区域	55 デシベル (A)	55 デシベル (A)

※区域は、騒音規制法による特定工場等の規制区域に同じ・・・別添図面3参照

資料 3-8 拡声機の使用の制限

〔鹿児島県公害防止条例、旧川内市公害防止条例〕

①航空機利用の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿 児 島 県 公 害 防 止 条 例	旧川内市公害防止条例
適 用 地 域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
使 用 禁 止 時 間 帯	平 日：日没から翌日午前 8 時まで 日・祝日：午後 5 時から翌日午前 10 時まで	午後 5 時から翌日午前 9 時まで
使 用 時 間 の 制 限	同一地域の上空で 3 回以上繰り返し放送禁止	
拡 声 機 の 音 量 の 制 限	65 デシベル (A) 以下 (地上概ね 1m での中央値)	
そ の 他 の 制 限	音楽の放送禁止	

② その他の商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限

	鹿 児 島 県 公 害 防 止 条 例	旧川内市公害防止条例
適 用 地 域	川内地域を除く薩摩川内市全域	川内地域のみ
制 限 を 受 け る 地 域	・第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びにその周辺 30m 以内の区域 ・学校、病院の敷地の周辺から 80m 以内の区域	・第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 ・学校、図書館、児童福祉施設、病院その他の医療施設の敷地の周辺から 100m 以内の区域
使 用 禁 止 時 間 帯	午後 8 時から翌日午前 8 時まで	
使 用 時 間 の 制 限	1 回 10 分以内、15 分以上の休止時間の確保 (移動しながら拡声機を使用する場合を除く)	
間 隔 の 制 限	50m 以上確保	
高 さ の 制 限	地上 8m 以上で使用禁止 (航空機放送を除く)	
音 量 の 制 限	65 デシベル (A) 以下 (音源直下から 30m での中央値)	

※ 商業宣伝以外を目的とするものについても適用する。

資料 3-9 工場等に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定工場等〕

（別添図面 5 参照）

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)
H23. 4. 1 区域変更(用途変更) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170)

■特定工場等に係る振動の規制基準

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、 第二種中高層住居専用地域、準住居地域、 用途地域以外の地域（都市計画区域内）	60	55
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、 工業専用地域、工業地域、準工業地域、 矢倉町・勝目町・山之口町の一部 原子力発電所敷地	65	60

※時間の区分 / 昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

資料 3-10 建設作業に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

〔振動規制法に基づく特定建設作業〕

（別添図面 5 参照）

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)
H23. 4. 1 区域変更(用途変更) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170)

■特定建設作業に係る振動の規制基準

区 域 の 区 分	第 1 号区域	第 2 号区域を除いた 都市計画区域内	第 2 号区域	工業地域、工業専用地域 矢倉町・勝目町・山之 口町の一部、 原子力発電所敷地内
規 制 を 受 け る 建 設 作 業	くい打機・鋼球・舗装版破砕機・ブレーカー等を使用する作業			
振 動 の 大 き さ の 限 度	75 デシベル			
作 業 禁 止 時 間 帯	午後 7 時から翌日午前 7 時まで		午後 10 時から翌日午前 6 時まで	
1 日あたりの作業時間の制限	10 時間		14 時間	
同一場所における作業時間の制限	連続 6 日			
日曜・休日における作業の制限	禁 止			

※ 第 2 号区域のうち、学校、保育所、病院・診療所（入院施設のみ）、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲 80m 以内は第 1 号区域

資料 3-11 道路交通振動の限度に係る振動規制（川内地域の都市計画区域のみ適用）

（別添図面 5 参照）

H10. 10. 23 区域変更(用途変更) (H10. 10. 16 鹿児島県告示 1414)
H15. 8. 22 区域変更(用途変更) (H15. 8. 15 鹿児島県告示 1047)
H16. 4. 16 区域変更(用途変更) (H16. 4. 9 鹿児島県告示 789)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154)
H23. 4. 1 区域変更(用途変更) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170)

■道路交通振動の要請限度

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、 第二種中高層住居専用地域、準住居地域 用途地域以外の地域（都市計画区域内）	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、工業専用地域、 工業地域、準工業地域 矢倉町・勝目町・山之口町の一部、原子力発電所敷地	70	65

※ 時間の区分 / 昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

(3) 測定結果

資料 3-1 2 環境騒音測定結果（薩摩川内市調査分）

区分	類型	測 定 地 点			測 定 日	等価騒音レベル (デシベル(A))		交通量 (台/10分)			備考	
		地 点 名	町 名	用途地域		昼間	夜間	昼間 (8時)	夜間 (17時)	平均		
一 般 地 域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層 住居専用地域	H23. 11. 24	59	46				
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層 住居専用地域	H23. 12. 12	50	35				
		環 境 基 準					55	45				
		環 境 基 準 達 成 率					1/2	1/2				2/4
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種 住居地域	H24. 1. 30	54	49				
		4	寺前団地公園前	天辰町	第二種 住居地域	—	—	—				
		5	おおとり荘 第3駐車場	白和町	第二種 住居地域	H24. 1. 23	50	45				
		6	歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	H23. 12. 12	54	43				
		10	京セラ北側民有地	高城町	第一種 住居地域	H23. 11. 21	58	50				
		25	あぜろ集会所前	入来町副田	第一種 住居地域	H24. 2. 23	53	45				
		環 境 基 準					55	45				
		環 境 基 準 達 成 率					4/5	3/5				7/10
	C	7	向田神社前	西開聞町	近隣商業地域	H24. 1. 23	59	41				
		8	民 宿 小 鹿	東開聞町	商 業 地 域	—	—	—				
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	H23. 11. 21	58	42				
		環 境 基 準					60	50				
		環 境 基 準 達 成 率					2/2	2/2				4/4
	環境基準達成率（一般地域）					7/9	6/9					13/18
道 路 に 面 す る 地 域 （道路端）	B	11	御陵下運動公園 野 球 場 前	御陵下町	第一種 住居地域	H23. 11. 24	57	50				
		12	泰平寺公園前	大小路町	第一種 住居地域	H23. 12. 12	64	57	73	112	93	
		13	ふく福川内店前	東大小路町	第二種 住居地域	H24. 1. 30	65	59	119	242	181	
		環 境 基 準					65	60				
		環 境 基 準 達 成 率					3/3	3/3				6/6
	C	14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	H24. 1. 26	67	61	156	178	167	
		環 境 基 準					65	60				
		環 境 基 準 達 成 率					0/1	0/1				0/2
	幹 線 道 路 を 担 う 空 間	15	植村組寮前	五代町	第一種低層 住居専用地域	H24. 1. 30	63	55	105	109	107	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層 住居専用地域	H24. 2. 23	63	57	104	115	110	
		17	大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層 住居専用地域	H24. 1. 26	66	60	145	86	116	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	H23. 12. 12	68	60	164	214	189	
		19	御陵下運動公園 野 球 場 前	御陵下町	近隣商業地域	H23. 11. 24	72	66	312	397	355	
		20	九州電力 川内営業所前	西向田町	商 業 地 域	H24. 1. 23	69	62	391	329	360	
		21	大和本部前	神田町	商 業 地 域	H24. 1. 23	63	56	81	101	91	
		22	翔葉川内営業所前	国分寺町	準工業地域	H24. 1. 30	66	58	169	231	200	
		23	ト ー ゴ ー ス ー パ ー 前	高城町	工 業 地 域	H24. 1. 26	66	61	107	105	106	
		24	パ ー ラ ニ ュ ー ク 第 一 駐 車 場	上川内町	準工業地域	H23. 11. 21	71	66	178	266	222	
		26	鉄道記念館前	入来町副田	第一種 住居地域	H23. 12. 19	65	59	146	133	140	
		環 境 基 準					70	65				
	環 境 基 準 達 成 率					9/11	9/11				18/22	
	環境基準達成率（道路に面する地域（道路端））					12/15	12/15				24/30	
	環 境 基 準 達 成 率 （ 全 体 ）					19/24	18/24				37/48	

注) は環境基準を超過しているもの。

区分	類型	測定地点			昼間				夜間				備考	
		地点名	町名	用途地域	H23	H22	H21	H20	H23	H22	H21	H20		
一般地域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	59	55	58	58	46	47	47	46	
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	50	51	46	48	35	38	39	41	
		環境基準			55				45					
		環境基準達成率			1/2	2/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2		
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	54	55	55	52	49	50	47	47	
		4	寺前団地公園前	天辰町	第二種住居地域	—	—	48	58	—	—	45	47	
		5	おおとり荘第3駐車場	白和町	第二種住居地域	50	46	48	49	45	42	42	42	
		6	歴史資料館裏	中郷二丁目	準住居地域	54	50	51	53	43	42	44	45	
		10	京セラ北側民有地	高城町	第一種住居地域	58	53	—	—	50	48	—	—	
		25	あぜろ集会所前	入来町副田	第一種住居地域	53	50	53	51	45	44	45	44	
		環境基準			55				45					
		環境基準達成率			4/5	5/5	5/5	4/5	3/5	3/5	4/5	3/5		
	C	7	向田神社前	西開開町	近隣商業地域	59	57	57	64	41	42	41	52	
		8	民宿 小鹿	東開開町	商業地域	—	—	50	49	—	—	46	48	
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	58	56	54	53	42	41	40	42	
		環境基準			60				50					
		環境基準達成率			2/2	2/2	3/3	2/3	2/2	2/2	3/3	2/3		
環境基準達成率（一般地域）					7/9	9/9	9/10	7/10	6/9	6/9	8/10	6/10		
道路に面する地域（道路端）	B	11	御陵下運動公園野球場前	御陵下町	第一種住居地域	57	58	57	55	50	49	48	47	
		12	泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	64	65	62	63	57	55	53	58	
		13	ふく福川内前	東大小路町	第二種住居地域	65	66	68	64	59	60	60	57	
		環境基準			65				60					
	環境基準達成率			3/3	2/3	2/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3			
	C	14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	67	64	64	66	61	57	58	60	
		環境基準			65				60					
		環境基準達成率			0/1	1/1	1/1	0/1	0/1	1/1	1/1	1/1		
	幹線道路を担う空間	15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	63	65	65	60	55	51	51	53	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	63	65	65	65	57	58	58	59	
		17	大明神自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	66	65	64	64	60	57	56	56	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	68	67	66	64	60	61	58	56	
		19	御陵下運動公園野球場前	御陵下町	近隣商業地域	72	71	71	72	66	64	64	65	
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	69	65	64	64	62	62	59	60	
		21	大和本部前	神田町	商業地域	63	63	60	62	56	55	54	55	
		22	翔葉川内営業所前	国分寺町	準工業地域	66	67	68	67	58	61	61	60	
		23	トーゴースーパー前	高城町	工業地域	66	65	63	64	61	58	56	58	
		24	パーラーニューヨーク第一駐車場	上川内町	準工業地域	71	73	70	70	66	69	66	65	
		26	鉄道記念館前	入来町副田	第一種住居地域	65	68	66	65	59	63	61	60	
		環境基準			70				65					
		環境基準達成率			9/11	9/11	10/11	10/11	9/11	10/11	10/11	11/11		
環境基準達成率（道路に面する地域（道路端））					12/15	12/15	13/15	13/15	12/15	14/15	14/15	15/15		
環境基準達成率（全体）					19/24	21/24	22/25	20/25	18/24	20/24	22/25	21/25		

注) 1  は環境基準を超過しているもの。 2 測定値は、等価騒音レベル (LAeq)

資料 3-14 自動車騒音常時監視結果（鹿児島県環境保全課調査分）

測定地点 (路線名)	年度	上下 の別	環境 基準 類型	車 線 数	騒音測定結果		住居等 戸 数	環境基準達成状況					
					等価騒音レベル (デシベル(A))			達成戸数			達成率(%)		
					昼間	夜間		昼・夜	昼間	夜間	昼・夜	昼間	夜間
神田町 (国道3号)	H21	上り	C	2	—	—	447	447	447	447	100	100	100
		下り	C	2	67	61							
	H20	上り	C	2	—	—	360	360	360	360	100	100	100
		下り	C	2	68	63							
	H18	上り	C	2	—	—	360	360	360	360	100	100	100
		下り	C	2	68	63							
H17	上り	C	2	—	—	360	360	360	360	100	100	100	
	下り	C	2	68	63								
平佐町 (川内加治木線)	H16	上り	B	1	70	65	65	65	65	65	100	100	100
		下り	B	1	—	—							
西 向 田 町 (国道3号)	H15	上り	C	2	71	66	342	277	277	277	81.0	81.0	81.0
		下り	C	2	72	67							
東開間町 (川内串木野線)	H14	上り	C	1	64	58	147	147	147	147	100	100	100
		下り	C	1	63	57							
五 代 町 (京泊大小路線)	H15	上り	A	1	68	60	250	250	250	250	100.0	100.0	100.0
		下り	A	1	67	58							
(参考)自動車騒音の要請限度					75	70							

※1 自動車騒音の要請限度は達成

(資料：鹿児島県環境保全課)

2 住居等戸数は、道路端から60m以内の戸数

資料 3-15 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

■ 県測定分

番号	調査 地点	地域 類型	騒音測定結果					環境基準 (騒音)	振動測定結果					指針値 (振動)	備考
			ピークレベル (デシベル (A))						ピークレベル (デシベル)						
			H23	H22	H21	H20	H19		H23	H22	H21	H20	H19		
1	城上町	I 類型	69	69	70	70	69	70	—	—	—	—	—	—	
2	高城町	I 類型	70	71	73	72	72	70	—	—	—	—	—	—	
3	中郷町	II 類型	70	70	72	71	70	75	—	—	—	—	—	—	
4	平佐町	I 類型	63	61	62	63	62	70	—	—	—	—	—	—	
5	宮崎町	I 類型	70	70	69	69	68	70	57	56	56	56	55	70	

(資料：鹿児島県環境保全課)

■ 市測定分

番号	調査地点	地域類型	騒音測定結果			環境基準 (騒音)	振動測定結果			指針値 (振動)	備考
			ピークレベル (デシベル (A))				ピークレベル (デシベル)				
			H23	H22	H21		H23	H22	H21		
1	城上町	I 類型	70	69	70	70		—	—	—	
2	高城町	I 類型	73	72	73	70		—	—	—	
3	中郷町	I 類型	71	70	70	70	51	48	49	70	
4	東大小路町	I 類型	66	65	63	70		—	—	—	
5	平佐町	II 類型	62	62	63	75		—	—	—	
6	宮崎町	I 類型	70	72	74	70		—	—	—	
7	百次町	I 類型	72	70	72	70		—	—	—	

注) は環境基準を超過しているもの。

資料 3-16 道路交通振動測定結果（薩摩川内市調査分）

道路名	測定地点		町名	区域区分	車線数	時間区分	要請限度	振動測定結果 (デシベル/上端値)					上段:自動車台数(台/10分) 下段:大型車混入率(%)				
								H23	H22	H21	H20	H19	H23	H22	H21	H20	H19
国道3号	1	パーラーニュー ヨーク第一駐車場	上川内	2種	2	昼間	70	50	50	48	50	49	214 14.1	219 16.0	209 15.3	204 16.7	215 18.6
						夜間	65	41	40	42	40	40	91 14.0	138 6.5	121 12.4	133 9.0	126 10.3
	2	ジェームス 鹿児島川内店前	矢倉	2種	2	昼間	70	34	—	35	—	34	121 6.6	—	122 9.1	—	110 9.1
	3	隈之城バス停前	隈之城	1種	2	昼間	65	—	46	—	46	—	—	146 7.5	—	146 6.8	—
	4	九州電力 川内営業所前	西向田	2種	4	昼間	70	54	—	49	—	48	299 13.1	—	308 12.0	—	309 11.0
	5	御陵下運動公園 野球場前	御陵下	2種	4	昼間	70	54	52	—	53	—	306 12.1	315 11.7	—	296 11.1	—
	6	西部消防署前	水引	1種	2	昼間	65	—	34	—	33	—	—	119 19.3	—	118 18.6	—
バイパス	7	八幡神社前	隈之城	1種	4	昼間	65	39	—	41	—	40	306 10.3	—	211 10.4	—	214 12.1
国道267号	8	歴史資料館前	中郷 2丁目	1種	2	昼間	65	50	—	49	—	51	175 8.9	—	174 9.8	—	174 14.9
県道川内 串木野線	9	旧農協 宮里支所前	宮里	1種	2	昼間	65	—	43	—	42	—	—	80 7.5	—	82 4.9	—
県道京泊 大小路線	10	別府自治公民館前	宮内	1種	2	昼間	65	—	42	—	43	—	—	78 7.7	—	79 6.3	—
県道川内 加治木線	11	羅山前	永利	1種	2	昼間	65	46	—	42	—	40	299 13.1	—	210 6.7	—	206 6.8
市道隈之城 高城線	12	ふく福川内店前	東大小路	1種	2	昼間	65	45	—	53	—	53	196 2.2	—	205 5.9	—	198 13.1

(4) 届出状況

資料 3-17 騒音規制に係る届出状況

①騒音規制法に基づく特定施設

特定施設名		平成23年度末現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	28	301	
2	空気圧縮機等	77	609	
3	土石用破碎機等	14	163	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	14	21	
6	穀物用製粉機	0	0	
7	木材加工機械	27	79	
8	抄紙機	2	9	
9	印刷機械	9	39	
10	合成樹脂用射出成型機	0	1	
11	鋳型造成機	2	18	

② 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

施 設 名	平成 23 年度末現在		備 考
	事 業 場 数	施 設 数	
1 金属加工機械	0	0	
2 空気圧縮機等	6	11	
3 走行クレーン	0	0	
4 目立機	0	0	
5 繊維製品加工施設	2	2	
6 建設用資材製造機械	0	0	
7 紙工機械	0	0	
8 土石用破砕機等	0	0	
9 製造・選別機械	0	0	

(資料：鹿児島県環境保全課)

③ 旧川内市公害防止条例に基づく指定施設

施 設 名	平成 23 年度末現在		備 考
	事 業 場 数	施 設 数	
1 金属加工機械	13	51	
2 空気圧縮機等	18	75	
3 冷凍機	30	172	
4 走行クレーン	1	1	
5 クーリングタワー	11	40	
6 目立機	0	2	
7 研磨機	2	10	
8 自動式車輛洗浄装置	18	21	
9 石材引割機	9	20	
10 繊維製品加工施設	7	212	
11 建設用資材製造機械	0	0	
12 木材・竹材加工機械	10	21	
13 紙工機械	0	0	
14 土石用破砕機等	1	1	
15 製造・選別機械	0	0	

(資料：鹿児島県環境保全課)

資料 3-18 振動規制に係る届出状況

○ 振動規制法に基づく特定施設

施 設 名	平成 23 年度末現在		備 考
	事 業 場 数	施 設 数	
1 金属加工機械	22	39	
2 圧縮機	58	301	
3 破砕機等	5	145	
4 織機	0	0	
5 コンクリートブロックマシン等	1	2	
6 木材加工用	4	5	
7 印刷機械	4	6	
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	
9 合成樹脂射出用成型機	0	1	施設の届出は、京セラであるが、事業場数は「2 圧縮機」でカウント
10 鋳型造成機	2	16	

資料 3-19 建設作業に係る届出状況

① 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類		H23	H22	H21	H20	H19
1	くい打機等を使用する作業	7	6	15	8	13
2	びょう打機等を使用する作業	0	0	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	17	21	16	14	26
4	空気圧縮機(原動機の出力が15kw以上のもの)を使用する作業	0	4	2	1	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	1	1	2	1
6	バックホウ(原動機の出力が80kw以上のもの)を使用する作業※	3	7	5	1	1
7	トラクターショベル(原動機の出力が70kw以上のもの)を使用する作業※	0	2	2	0	0
8	ブルドーザー(原動機の出力が40kw以上のもの)を使用する作業※	3	5	3	3	4

※ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除いたもの。

② 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類		H23	H22	H21	H20	H19
1	くい打機を使用する作業	4	6	14	5	2
2	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	13	13	11	8	17

③ 旧川内市公害防止条例に基づく指定建設作業

指定建設作業の種類		H23	H22	H21	H20	H19
1	インパクトレンチを使用するボルト締め作業	0	1	1	0	0
2	空気圧縮機(原動機の出力が3.75kw以上のもの)を使用する作業	0	0	0	0	0
3	発電機(エンジン駆動型)を使用する作業	1	6	4	3	0
4	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0

(5) 参考

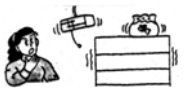
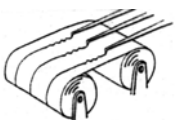
資料 3-20 騒音・振動規制の対象施設

用途区分	施設名		規模 < () は規定する条項 >			
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
金属製品の製造又は加工	圧延機械	【原動機定格出力の合計】	(1-イ) 22.5kw 以上	—	(1-1) 22.5kw 以上	—
	製管機械		(1-ロ) 全部	—	(1-2) 全部	—
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	【原動機定格出力】	(1-ハ) 3.75kw 以上	—	(1-3) 3.75kw 以上	—
	液圧プレス (矯正プレスを除く)		(1-ニ) 全部	(1-イ) 全部	(1-4) 全部	—
	機械プレス	【呼び加圧能力】	(1-ホ) 294kN 以上	(1-ロ) 全部	(1-5) 加圧能力 30t 以上	(1-1) 147kN 以上 294kN 未満
	せん断機	【原動機定格出力】	(1-ヘ) 3.75kw 以上	(1-ハ) 1kw 以上	(1-6) 3.75kw 以上	—
	鍛造機		(1-ト) 全部	(1-ニ) 全部	(1-7) 全部	—
	ワイヤーフォーミングマシン		(1-チ) 全部	(1-ホ) 37.5kw 以上	(1-8) 全部	—
		【原動機定格出力】				
	ブラスト (タンブラー以外のもので 密閉式を除く)		(1-リ) 全部	—	(1-9) 全部	—
	タンブラー		(1-ヌ) 全部	—	(1-10) 全部	—
	切断機		(1-ル) 砥石を用いるもの	—	—	(1-2) 砥石を用いるものを除く
	旋盤		—	—	—	(1-3) 全部
	フライス盤		—	—	—	(1-4) 全部
	平削盤		—	—	—	(1-5) 全部
	形削盤		—	—	—	(1-6) 全部
	やすり目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1-11) 全部	(2-5) 全部
	のこ目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1-12) 全部	(2-5) 全部
工場又は事業場に設置	空気圧縮機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上	—	—	—
		(クーリングタワーに付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	—	—	(2-1) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	圧縮機	【原動機定格出力】	—	—	(2-1) 7.5w 以上	—
		(冷凍機に付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	(2) 7.5kw 以上	—	—
	送風機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kw 以上	—	(2-2) 3.75kw 以上	—
		(クーリングタワーに付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	—	—	(2-1) 3.75kw 以上 7.5kw 未満
	冷凍機※	【原動機定格出力】	—	—	—	(2-2) 3.75kw 以上
	走行クレーン	【原動機定格出力】	—	—	(2-3) 7.5kw 以上	(2-3) 7.5kw 以上
	クーリングタワー	【冷却水の冷却能力】	—	—	—	(2-4) 10m³/h 以上
	乾式研磨機		—	—	—	(2-6) 全部
ふるい分級 土石又は鉱物の粉砕及び	自動式車両洗浄施設		—	—	—	(2-7) 全部
	破砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	(3-1) 7.5kw 以上	(9-1) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	摩砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	(3-2) 7.5kw 以上	(9-2) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	ふるい (ふるい分機)	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	(3-3) 7.5kw 以上	(9-3) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上
	分級機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kw 以上	(3) 7.5kw 以上	(3-4) 7.5kw 以上	(9-4) 7.5kw 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	—	7.5kw 以上

用途 区分	施 設 名		規 模 < () は 規 定 す る 条 項 >			
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	特定施設 (県条例)	指定施設 (旧市条例)
加工 石材	石材引割機		—	—	—	(3) 砥石に用いるものを除く
製造 繊維製品 の	織機(原動機を使用するもの)		(4) 全部	(4) 全部	(4-1) 全部	—
	動力打綿機(混打綿機を含む)		—	—	(4-2) 全部	(4-1) 全部
	製綿施設		—	—	(4-2) 全部	(4-1) 全部
	工業用ミシン(動力を使用するもの)		—	—	—	(4-2) 同一事業場に10台以上設置
建設用 資材の 製造	コンクリートプラント【混練機混練容量】 (気泡コンクリートプラントを除く)		(5-イ) 0.45m ³ 以上	—	(5-1) 0.45m ³ 以上	—
	アスファルトプラント【混練機混練重量】		(5-ロ) 200kg以上	—	(5-2) 200kg以上	—
	コンクリート ブロックマシン	【原動機定格出力の合計】	—	(5) 2.95kw以上	—	—
		(動力を用いるもの)	—	—	(5-3) 全部	(5-1) 全部
	コンクリート管	製造機械 【原動機定格出力の合計】	—	(5) 10kw以上	—	—
		製造施設 (動力を用いるもの)	—	—	(5-4) 全部	(5-2) 全部
	コンクリート柱	製造機械 【原動機定格出力の合計】	—	(5) 10kw以上	—	—
		製造施設 (動力を用いるもの)	—	—	(5-4) 全部	(5-2) 全部
	穀物用製粉機【原動機定格出力】 (ロール式のもの)		(6) 7.5kw以上	—	(6) 7.5kw以上	—
	ドラムバーカー		(7-イ) 全部	(6-イ) 全部	(7-1) 全部	—
木材 又は 竹材の 加工	チッパー【原動機定格出力】		(7-ロ) 2.25kw以上	(6-ロ) 2.2kw以上	(7-2) 2.25kw以上	—
	碎木機		(7-ハ) 全部	—	(7-3) 全部	—
	帯のこ盤	製材用 【原動機定格出力】	(7-ニ) 15kw以上	—	(7-4) 15kw以上	(6-1) 7.5kw以上 15kw未満
		木工用 【原動機定格出力】	(7-ニ) 2.25kw以上	—	(7-4) 2.25kw以上	(6-1) 1.5kw以上 2.25kw未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】	—	—	—	(6-1) 1.5kw以上 2.25kw未満
	丸のこ盤	製材用 【原動機定格出力】	(7-ニ) 15kw以上	—	(7-5) 15kw以上	(6-1) 7.5kw以上 15kw未満
		木工用 【原動機定格出力】	(7-ニ) 2.25kw以上	—	(7-5) 2.25kw以上	(6-1) 1.5kw以上 2.25kw未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】	—	—	—	(6-1) 1.5kw以上 2.25kw未満
	かんな盤【原動機定格出力】		(7-ヘ) 2.25kw以上	—	(7-6) 2.25kw以上	(6-2) 1.5kw以上 2.25kw未満
紙の 加工	抄紙機		(8) 全部	—	(8-1) 全部	—
	コルゲートマシン		—	—	(8-2) 全部	(7-1) 全部
	紙工機械		—	—	—	(7-2) 全部
印刷	印刷機械	(原動機を用いるもの)	(9) 全部	—	(9) 全部	—
		【原動機定格出力】	—	(7) 2.2kw以上	—	—
製品 合成樹脂 の製造	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く) 【原動機定格出力】		—	(8) 30kw以上	—	—
	合成樹脂用射出成型機		(10) 全部	(9) 全部	(10) 全部	(10) 全部
型の 製造用 砂	鋳造型機(ジョルト式のもの)		(11) 全部	(10) 全部	(11) 全部	(11) 全部
工物の 製造・加 工又は 選別	ダイカストマシン		—	—	(12-1) 全部	(8-1) 全部
	オシレートコンベア		—	—	(12-2) 全部	(8-2) 全部

※ 1 圧縮機は冷凍機に付随するものを除く。冷凍機は、冷蔵機、空気調和機を含む。

2 騒音規制法の特定施設のある事業所は、鹿児島県公害防止条例の特定施設及び旧川内市公害防止条例の指定施設の届出は要しない。

騒音の大きさの例	大きさ (デシベル)	振動の大きさの例 (「気象庁震度階級」による地震の程度との比較)	
 飛行機のエンジンの近く	120	7	家屋の倒壊が30%以上におよび、山崩れ、地割れ、断層などを生じるような地震 
 自動車の警笛（前方2m） リベット打ち	110	6強 6弱	家屋の倒壊が30%以下で、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人が立っていることができない程度の地震 
電車が通るときのガード下	100	5強 5弱	壁に割れ目が入り、墓石・石灯籠が倒れたり、煙突・石垣などが破損する程度の地震 
大声による独唱 騒々しい工場の中 《騒音性難聴》	90	4	家屋の動揺が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は外に飛び出す程度の地震  《人体に生理的影響が生じ始める》
 地下鉄の車内 通勤電車の車内	80	3	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動きがわかる程度の地震  《深い睡眠に影響がある》
 電話のベル 騒々しい事務所内 騒々しい街頭	70	2	大勢の人に感じる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震  《浅い睡眠に影響が出始める》
 静かな乗用車 普通の会話 《会話妨害》	60	1	静止している人や、特に地震に注意深い人だけ感じる程度の地震  《振動を感じ始める》
静かな事務所 《読書、思考妨害の訴え》	50	0	人体に感じないで地震計に記録される程度の地震 
 市内の深夜 図書館 静かな住宅の昼 《睡眠妨害》	40		
郊外の深夜 ささやき声	30		
 置時計の秒針の音（前方1m） 木の葉のふれあう音	20		

※1 騒音は「デシベル（A）」で表す。

2 《 》 書きは人体への影響